# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

木曽岬町長

#### 公表日

令和7年10月1日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	【身体障害者手帳】 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する事務において、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り 扱う。・身体障害者手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答・身体障害者手帳の返還 ・身体障害者手帳の返還・身体障害者手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答・身体障害者手帳の再交付 【精神障害者保健福祉手帳】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答・ ・精神障害者保健福祉手帳の返還・ ・精神障害者保健福祉手帳の返還・ ・精神障害者保健福祉手帳の返還・ ・精神障害者保健福祉手帳の返還・ ・精神障害者保健福祉手帳の方台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答・ ・精神障害者保健福祉手もの再交付に関する事務 【特別院主持養手当等の支給に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当/障害者福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく経過的福祉手当に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求で要理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答、特別障害者手当人障害児福祉手当) ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出 に対する応答(特別障害者手当) 障害児福祉手当)
③システムの名称	障害者福祉システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害者福祉特定個人情報	ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表20,22,67の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条、14条、38条
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>

(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」 という。)主務省令 第2条表中 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳」「特 別障害者保健福祉手帳「障害者関係情報」「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60 年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれるもの(13、14、16、17、18、 19, 20, 29, 37, 42, 48, 49, 53, 75, 76, 77, 80, 81, 91, 92, 108, 109, 113, 124, 125, 141, 144, 155, 161、163の項) ②法令上の根拠 (情報照会の根拠) 〇番号法第19条第8号 〇主務省令第2条表中 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」となっているもの(41の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「昭和60年法律第34号附則第 97条第1項の福祉手当の支給に関する事務」となっているもの(92、93、119の項) 5. 評価実施機関における担当部署 福祉課 ①部署 ②所属長の役職名 福祉課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 福祉課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6104

]適用した

9. 規則第9条第2項の適用

適用した理由

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		i ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年7月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]	l	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満			
	いつ時点の計数か	令和	7年7月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

### Ⅲ しきい値判断結果

# **上きい値判断結果**基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	・ 機関については、それぞれ	重点項目評価語	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたノ	(手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		]	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	iじた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行なっている。 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行なう住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則として行なっている。 複数人での確認や上長による最終確認を行なった上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残して						

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> <ul><li>(選択肢&gt; <ul><li>1) 特に力を入れて行っている</li><li>2) 十分に行っている</li><li>3) 十分に行っていない</li></ul></li></ul>
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策    <選択肢>   1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策   2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、PW等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成28年9月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動に伴う所属長の変 更。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	療育手帳に関する事務の記載あり	療育手帳に関する事務の記載を削除	事後	内容是正による。
令和1年6月17日	I-5評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	福祉健康課長 松本 大	福祉健康課長	事後	様式変更に伴う修正。
	Ⅱしきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年11月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年11月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年4月1日	I-5評価実施機関における担 当部署①部署②所属長の役 職名	①福祉健康課②福祉健康課長	①福祉課②福祉課長	事後	組織改変による課名の変更。
令和6年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ 連絡先	福祉健康課	福祉課	事後	組織改変による課名の変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。		事後	法令改正により、記録の根拠法令等を削除
	3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 11,14,47,84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第11条、第14条、第38条、第60条	令で定め る事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省	事後	法令改正により、記録の根拠 法令等を変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務令 第2条表中・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個福祉手帳」「障害児福祉手帳」「障害児福祉手帳」「障害児福祉手帳」「障害児福祉手」が「お道所に関する情報」が含まれるもの(13、14、16、17、18、19、20、29、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、109、113、124、125、141、144、155、161、163の項) (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号 ○主務省令第2条表中・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「精神保健及び者保健福祉手帳の交付に関する事務」となっているもの(41の項)・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「都道府県知事等第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務」となっているもの(92、93、119の項)	事後	法令改正により、記録の根拠法令等を変更
令和6年11月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年4月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	定期見直し作業による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	基準項目評価書の新様式へ の移行による
令和6年11月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を 受け、その上で記載されたマイナンバーの真正 性確認を行なっている。	事後	基準項目評価書の新様式へ の移行による
会和6年11日1日	IVしきい値判断項目 11.最も優先度が高いと考えられる対策		1)目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	基準項目評価書の新様式へ の移行による
令和6年11月1日	IVしきい値判断項目 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分【再掲】・判断 根拠		十分である アクセス権限の所有者は、ID、Pw等を適切に管 理するとともに、離籍時のログストを徹底してい る。	事後	基準項目評価書の新様式へ の移行による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年11月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。